

令和2年5月28日

保護者各位

認定こども園橋本保育所
所長 岸田 米夫

新型コロナウイルス対策にかかる協力者の減免措置について

平素は本園保育教育の運営にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

認定こども園・保育所におきまして、感染拡大リスクを回避すべく、在宅での保育にご協力をいただいている方につきまして、令和2年4月分及び5月分において利用者負担額（0～2歳児）や給食代（3～5歳児）の減免を実施しております。

今般、6月分の利用者負担額については、6月13日まで日割りでの減免を実施し、給食代については6月1日～13日まで連続で休まれた方の減免を実施いたしますのでお知らせいたします。

記

対象クラス	減免対象	減免の方法
0～2歳児	6月分の利用者負担額	6月13日までについて日割り減免
3～5歳児	6月分の給食代	6月1日～13日まで連続でお休みされた場合に半額を減免